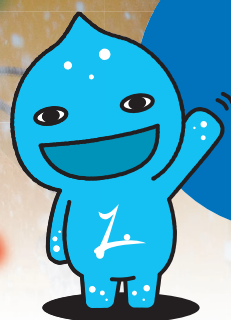


雪の季節になりました

# 除雪作業にご協力を



よろしく  
お願いし  
みず

**除雪作業をスムーズに行うため次のことにご協力ください**

## 除雪車には近づかないで

作業中の除雪車は前進・後退を繰り返すことがあります。除雪車へ近づくのは危険ですので、車間距離を取るようししてください。

## 路上駐車、公共施設敷地内への 夜間駐車はやめてください

路上に車両があると、除雪作業を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますので、路上駐車は絶対にやめましょう。

また、公共施設敷地内への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

## 出入口の除雪は各ご家庭で

「除雪車が出入口に雪を置いていくので困る」という問い合わせがありますが、道路の除雪作業は皆さんのご協力のもとに成り立っています。ご迷惑をおかけしますが、間口の雪処理にご理解をいただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

## 危険箇所には目印を

除雪作業中は、危険箇所が雪に隠れてしまい、十分に確認できない場合があります。注意して作業してもらいたい場所や構造物がある場合は、「竹ざおに赤布を付ける」などの方法でお知らせください。

## 除雪作業が遅れる場合があります

除雪作業はできるだけ早い時間に終わるように努めていますが、降雪時間や積雪状況などによっては作業が遅れる場合があります。順次、除雪作業を行いますので、ご了承ください。また、通勤・通学の際は、普段よりも時間に余裕を持った行動をお願いします。

## 垣根や立木にもご注意を

垣根や立木の枝除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。また、緊急を要する場合には町で切り落とすことがありますので、ご了承ください。

## 雪かきはルールを守って

雪かきを手早く終わらせるためにも次のことにご注意ください。

### 道路に雪を出さないで

屋根の雪や除雪車が除雪した雪を道路上に出さないでください。また、屋根から落ちた雪は建物の所有者が責任をもって処理するか、雪が屋根から落ちないように雪止めなどを設置してください。屋根からの落雪が通行人や通行車両へ直撃して事故が発生した場合は、建物の所有者の責任になります。

### いっすい 溢水(水つき)に注意

溢水を防ぐため、側溝などに一度に大量の雪を入れしないでください。また、下流の状況を確認し、溢水が生じている場合は投雪を控えてください。

### 流雪溝・融雪溝のフタは必ず閉めて

流雪溝などに排雪した後は、必ずフタを閉めてください。過去に、通行人が融雪溝に転落する事故が発生しています。フタの開閉は使用者の責任で行ってください。

## ご注意ください!

完全に閉じられていないフタの上を除雪車が通ると、フタが破損する場合があります。使用者の負担で修理していただきますので、ご注意ください。

使用した後に開けたままにしていたフタの上を人や車両が通行し、他人に損害を与えた場合も使用者の責任になります。

フタが凍らないようビニールなどを挟む場合は、ビニールを必要以上に広げないでください。通行人が足を滑らせる可能性があり、大変危険です。

一人暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯の方へ

## シルバー人材センター会員が 除雪作業を引き受けます

～軽度生活援助事業～

一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上の軽度生活援助を行っています。

**対象者**◆次の要件をすべて満たす方

- ①65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯の方およびこれに準ずる世帯の方
- ②心身の障害や傷病などにより、生活援助が必要な方
- ③町民税非課税世帯の方

**作業内容**◆冬囲いの取り付け・取り外し、玄関前や玄関から道路までの除雪

**利用料金**◆シルバー人材センター利用単価の1割

**申込方法**◆下記窓口まで直接お越しください。

- 注意事項**◆
- ・この事業で雪下ろしは行いません。
  - ・年間40時間まで利用できます。
  - ・この事業は毎年申し込みが必要です。

**申問** 美郷町シルバー人材センター  
(本館コミュニティセンター内) ☎0187(84)0307  
町福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

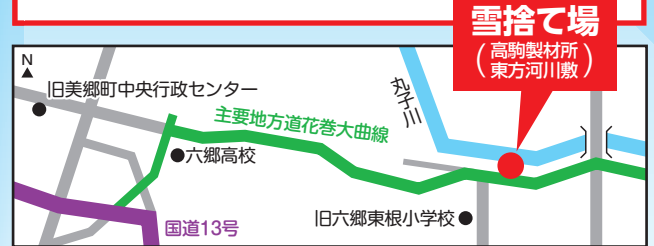
## 雪捨て場はこちら

屋根や宅地の雪を捨てる場合は、下記の雪捨て場を利用してください。運搬は各自で行ってください。

- お願い**
- 雪以外のものを混ぜないでください。
  - 事故がないよう慎重に作業してください。

雪捨て場内での作業の安全を確保するため、利用時間を設定しています。運搬する方は、利用時間の厳守をお願いします。

**利用時間**◆午前8時～午後4時30分



## 除雪に関するお問い合わせ

千畑地区	北除雪センター	☎0187(85)2852
六郷地区	中央除雪センター	☎0187(84)3730
仙南地区	南除雪センター	☎0187(83)2118
町建設課	建設管理班	☎0187(84)4910

## 税 務 課

### 地方税の電子申告、電子納税 eLTAX(エルタックス)をご利用ください



eLTAX(エルタックス)は、地方税の申告や納税などを電子的に行うことができるシステムです。自宅やオフィスなどからインターネットを通じて簡単に行うことができます。

eLTAXを利用する場合は届け出が必要です。詳しくは下記ホームページまたは電話にてご確認ください。

#### ■地方税共通納税システムについて

令和元年10月1日に地方税共通納税システムがスタートし、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができるようになりました。事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納付することができます。なお、このシステムを利用して納付できる税金の種類は、①法人都道府県民税、②法人事業税、③地方法人特別税、④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)となっています。

#### ■給与支払報告書の電子データによる提出基準の引き下げについて

令和3年1月以降に提出する給与支払報告書について、前々年における源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上(改正前1,000枚以上)となる場合は、eLTAXによる提出が義務化されました。

#### ■eLTAXを通じて美郷町で利用できるサービス

個人住民税	給与支払報告書や特別徴収の異動届出書の提出、特別徴収分や退職所得分の納付 など
法人町民税	法人設立届出書や確定(予定)申告書の提出、納付 など
固定資産税(償却資産)	償却資産申告

eLTAXに関するお問い合わせ

地方税共同機構

URL <https://www.lta.go.jp>

電話番号◆0570-081459(ヘルプデスク)

受付時間◆午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝休日、12月29日から1月3日までの期間は除く。

問 町税務課 ☎0187(84)4902